

「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録20周年・石見銀山発見500年記念事業 ロゴ使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規定は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録20周年・石見銀山発見500年記念事業ロゴ(以下「記念ロゴ」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(記念ロゴに関する権利)

第2条 記念ロゴに関する一切の権利は、大田市(以下「市」という。)に属する。

(使用許諾の申請等)

第3条 記念ロゴを使用する者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ記念ロゴ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、政策企画課長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1)「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録20周年・石見銀山発見500年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が使用する場合。この場合には、実行委員会の構成員および専門部会並びにこれらの構成員も含むものとする。

(2)個人または団体が商用利用以外を目的として使用する場合。

(使用承認)

第4条 政策企画課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、記念ロゴの使用を承認するものとする。

(1)実行委員会の品位を傷つけ、又は記念ロゴの正しい理解の妨げになるとき。

(2)記念ロゴを別に定めるデザインマニュアルに規定する正しい使用方法に従って使用しないとき。

(3)法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4)特定の個人、政党もしくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5)特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。

(6)その他、政策企画課長が記念ロゴの使用について不相当と認めるとき。

2 前項に規定する承認は、記念ロゴ使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

3 政策企画課長は、記念ロゴの使用を承認するに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 記念ロゴの使用期間は、令和11年3月31日までとする。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用し、政策企画課長の指示する条件に従うこと。

(2) 第4条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(3) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその写真(電子データ)の提出を行うこと。

(4) 第3条第1項第1号及び第2号による使用の場合も、第4条第1号から第5号の内容に該当する使用はしないこと。

2 政策企画課長は、前項に従わない使用が確認された場合、その使用の停止を求めることができる。

(承認内容の変更の申請)

第8条 使用者が承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、記念ロゴ使用承認変更申請書(様式第3号)を政策企画課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、記念ロゴ使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行う。

3 変更申請の承認については、第4条の規定を準用する。

(承認の取消)

第9条 政策企画課長は、記念ロゴの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該記念ロゴの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、記念ロゴ使用承認取消書(様式第4号)をもって行う。

(承認者の責任)

第10条 前条の規定により、記念ロゴの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者が、記念ロゴの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 様式第1号から様式第4号について、政策企画課長が特に認める場合は、他の方法をもって行うことができる。

2 この規程に定めるもののほか、記念ロゴの使用について必要な事項は、政策企画課長が別に定める。

(附 則)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

記念ロゴ使用承認申請書

年 月 日

大田市政策企画部政策企画課長 様

（使用申請者）

住 所

団 体 名

代表者氏名

記念ロゴを使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、使用取扱規程第4条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

1 使用目的及び使用方法

2 使用開始時期（予定）

年 月 日

3 使用数量

4 連絡先

担当者氏名

TEL:

MAIL:

5 添付書類（イメージ等）

様式第2号（第4条・第8条関係）

記念ロゴ使用（変更）承認通知書

第 号
年 月 日

様

大田市政策企画部政策企画課長

年 月 日付けで申請のあった記念ロゴの使用（変更）について、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認内容は、記念ロゴ使用承認（変更）申請書のとおりとする。
- 2 記念ロゴの使用に際しては記念ロゴ使用取扱規程を遵守すること。
- 3 下記を明示すること
- 4 その他の条件等

様式第3号（第8条関係）

記念ロゴ使用承認変更申請書

年 月 日

大田市政策企画部政策企画課長 様

（使用申請者）

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け、第 号で受けた内容について、
下記の通り変更したいので申請します。

なお、使用取扱規程第4条（1）～（6）に該当すると認められた場合には、
直ちに使用を中止することを誓約します。

記

（変更内容）

様式第4号（第9条関係）

記念ロゴ使用承認取消書

第 号
年 月 日

様

大田市政策企画部政策企画課長

年 月 日付け、第 号において、記念ロゴの使用を承認
しましたが、下記のため、使用承認を取り消します。

記

使用承認取消理由

- 1 使用申請者の都合のため
- 2 使用取扱規程の内容に違反すると認められたため
(内容)
- 3 その他
(内容)